◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第２項の規定により、令和４年５月29日執行の新潟県議会議員燕市西蒲原郡選挙区補欠選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、アサギ色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和４年５月20日

新潟県選挙管理委員会
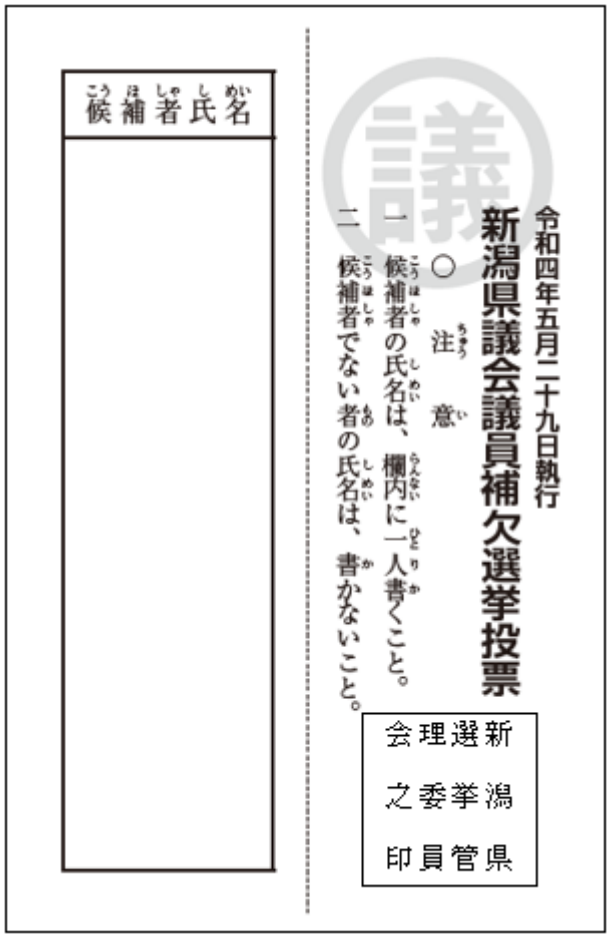
委員長　　天井　貞